施工計画 • 報告書関係一覧 (東京都) 工事着手前 • 杭工事完了時

- 1. 下記の工程、検査内容に従い、必要書類を提出してください。(正・副)
- 2. 様式は弊社ホームページからダウンロードできます。

工事着手前

建物の構造		対象·規模等	必要書類	No.	提出書類		提出時期	提出先
			着工-01 工事監理者届(確認時未定だった場合)			工事着手		
すべての建物		すべて		着工-02	工事施工者届(確認時未定だった場合)		14 日前迄	AQ
				検査-16	地耐力調査結果報告書(任意書式でも可) ※確認時に未提出の場合が対象	(*± 3)	工事着手 前迄	
東京都建築基準法施行細則様式	地上 3 階以上 かつ 500 ㎡を超える	鉄骨造		検査-01	建築工事施工計画報告書	(注 1,2)	一事学工	
				検査-02	鉄骨工事施工計画報告書			
		鉄筋コンクリート造 (プレキャストコンク リート造を含む)		検査-01	建築工事施工計画報告書			
		鉄骨造との 混構造の場合		検査-02	鉄骨工事施工計画報告書		工事着手 7日前迄	•
		ト垣 (プレキャストコンク		検査-01	建築工事施工計画報告書			
			検査-02	鉄骨工事施工計画報告書				
	品質管理報告書、工事現場溶接工事作業計画書等が必要となる場合があります。 詳しくは提出先の特定行政庁でご確認ください。							

★・・・・上記、提出先にて◆印となっている書類は、建設地により提出先が異なるため、下の表にて確認してください。

建築確認を SBIAQ で受けている	場合の施工計画書の提出先							
建設地	その他の条件	提出先	あて先					
	延べ面積 10,000 ㎡以下 (港区、世田谷区 を除く)	各区の建築指導課等	各区長					
東京 23 区内	※ 同一敷地内に 10,000 ㎡超の建築物がある場合の提出先及びあて先は、 各区の建築指導課等にご確認ください。							
	延べ面積 10,000 ㎡超	東京都都市整備局	東京都知事					
多摩地域 (八王子市、町田市、府中市、調布	総合設計等の許可が必要	市街地建築部建築指導課						
市、武蔵野市、三鷹市、日野市、立川 市、国分寺市、西東京市、小平市 以 外)	総合設計等の許可が不要	東京都多摩建築指導事務所 (立川、小平、青梅各合同庁舎)	各建築指導事務所長					
多摩地域 八王子市、町田市、府中市、調布市、 武蔵野市、三鷹市、日野市、立川市、 西東京市、小平市		各市の建築指導課等	各市長					
① 原則【正・副】2部を上記提出先に提出してください。(提出部数は各特定行政庁にご確認下さい) 弊社 HP からのダウンロードは東京都様式となります。(各特定行政庁が様式及び添付書類を指定している場合 がありますので、各行政庁にお問合せください) ② 特定行政庁の審査終了後の副本は、中間検査当日、現地にご用意ください。								
建設地	その他の条件	提出先	あて先					
港区 【正·副】2部	不要(提出は任意)	SBIAQ	SBIAQ					
世田谷区 【正・副】2部	敷地内の建築物が全て 延べ床 10,000 ㎡以下	SBIAQ	SBIAQ					
国分寺市 【正·副】2部		SBIAQ	SBIAQ					

杭工事完了時

建物の様	造	対象·規模等	必要 書類	No.	提 出 書 類	提出 時期
すべての建物		すべて		検査-15	杭工事施工結果報告書 ※杭工事がある場合が対象 (注 4)	杭工事 完了時

- 注1: 木造以外の建築物で、地階を除く3以上の階数を有し、かつ、延べ床面積が500m²を超える建築物は必須。 必ず着手前に提出してください。
- 注2: 記入要領は「**建築工事施工計画等の報告と建築材料試験の実務手引」**(監修:東京都防災・建築まちづくりセンター) を参照してください。
- 注3: 確認時に近隣データを使用して地耐力を想定している場合等、調査結果が確認時のデータと異なった場合は**計画変 更確認申請が必要になります**ので事前に手続きをしてください。
- **注4**: 杭芯測定図は必ず添付してください。位置の変更があった場合で、施行規則3条の2に規定する軽微な変更に該当する場合は「**軽微な変更説明書**」を添付してください。軽微な変更に該当しない場合で、確認申請時に「**あらかじめ検討**」の範囲を超える移動量が発生した場合は、**計画変更申請の対象**となります。